

# 令和8年度 八王子市立東浅川小学校 体罰等防止のための取組

## 1 はじめに

この体罰防止基本方針は、東京都教育委員会「体罰根絶に向けた総合的な対策」や「使命を全うする！」（令和6年4月改訂版）を基に、体罰を絶対に起こさないという全職員の強い意志の下、作成したものである。

### 【学校教育法第11条】

「校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、児童、生徒及び学生に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。」

体罰は、違法行為であるのみならず、児童の心身に深刻な悪影響を与え、教員等及び学校への信頼を失墜させる行為である。本校では、「根気強く・熱く・冷静に！！」をキーワードとして、以下の取組を行う。

本校では、教員等に対し、以下の行為を禁止する。

## 2 体罰等の禁止

### <体罰の禁止>

児童に対する懲戒のうち、児童の身体に①直接的に肉体的苦痛を与える行為（殴る、蹴る、たたく、投げる等）、②間接的に肉体的苦痛を与える行為（長時間にわたる正座・起立等）は体罰であることを認識し、こうした行為は行わない。

### <不適切な指導・行き過ぎた指導の禁止>

児童の身体に肉体的負担を与える程度の軽微な有形力の行使（手をはたく、おでこを弾く、尻を軽くたたく、小突く、拳骨で押す、胸倉をつかんで説教する、襟首をつかんで連れ出す等）は不適切な指導・行き過ぎた指導であり、こうした行為は行わない。

### <暴言の禁止>

児童に恐怖感、侮辱感、人権侵害等の精神的苦痛や負担を与える言動（罵る、脅かす、威嚇する、身体・能力・性格・風貌等の人格を否定する、馬鹿にする、集中的に批判する、犯人扱いする等）は暴言に当たるため、こうした行為は行わない。

本校では、体罰等の発生を未然に防止するため、以下の取組を行う。

## 3 体罰等の未然防止

### （1）指導方法の改善

- ①児童の行動の問題に対応する場面では、感情の高ぶりにまかせることなく、言葉によるコミュニケーションを通じて指導する。
- ②児童に、何について、なぜ指導するのかを説明し、児童が自らの非を認識し、指導を聞き入れ、反省する態度を示すことができるような指導を行う。
- ③児童の行動の問題が発生したときは、その行動のみに着目せずに、その行動が発生した状況を分析し、その行動に至った児童の心情に配慮しながら指導を行う。
- ④児童の行動の問題について、保護者と連携できる関係を構築するため、日頃から保護者と情報交換を行う。

### （2）校内体制の構築

- ①体罰はどの学校でも起こり得るという認識の下、組織的な指導体制を構築する。
- ②教員等の指導力向上のため、管理職が日頃から面談等を活用して指導・助言を行う。
- ③教員等が互いに声を掛け合い、相談したり助言し合ったりする。
- ④毎月末に、職員が1か月を振り返り、「体罰防止セルフチェック」を行い、管理職に提出する。
- ⑤副校長及び生活指導部を中心として、体罰防止の標語を作成し、職員室に掲示する。
- ⑥体罰等の防止に向けた校内研修を実施する。（サービス事故防止研修）

体罰を互いに許さない教員集団として今後も児童の教育に、根気強く取り組んでいきます